

個人情報開示請求手続について

当金庫は、個人情報の保護に関する法律第25条、第26条1項、ならびに第27条1項および2項に基づき、ご本人またはその代理人からのご依頼により、以下の要領で開示請求等手続に対応いたします。

1. 開示等のお申出先 お取引のある本支店

2. 開示等のご請求に際して提出していただく書面

- (1) 開示のご請求の場合
個人情報開示依頼書
- (2) 訂正のご請求の場合
個人情報訂正請求書
- (3) 追加・削除のご請求の場合
個人情報追加・削除請求書
- (4) 利用・第三者提供の停止のご請求の場合
個人情報利用停止等請求書

上記請求書のほか、ご本人のお届印を、お届印がない場合には、実印及び印鑑証明書をご持参ください。また、訂正、追加・削除、利用・第三者提供の停止のご請求の場合には、必要に応じてご請求理由を確認できる書類等のご提出をお願いします。

3. 開示等のご請求をされるお客さま（代理人を含む。） の本人確認方法

本人確認法に基づく確認手続きと同じ方法により行わせていただきます。次の写真入公的証明書のいずれかをご提示いただき、ご本人であることを確認させていただきます。

- ・運転免許証
- ・外国人登録証明書
- ・身体障害者手帳
- ・戦傷病者手帳
- ・旅券（パスポート）
- ・住民基本台帳カード写真付

写真入公的証明書をお持ちでない場合は、その他の公的証明書（各種健康保険証、年金手帳等）をご提示いただき、ご本人であることを確認させていただきます。

なお、代理人によるご請求の場合は、上記証明書に加え代理人の印鑑証明書を提出いただくほか、実印をご持参願います。

4. 開示等の手数料金額とのお支払方法

1通につき1,620円（消費税込）を現金または口座振替によりお支払いいただきます。

また、回答の交付方法で郵送をご選択された場合は、別途郵送料をお支払いいただきます。

5. 開示等のご請求に対する回答の方法・時期等

- ・回答の受取方法は、取引店の店頭での受取りまたは郵送により行います。
- ・回答については、一定の日数が必要となる場合があります。
- ・法令により開示等の措置をしない場合があります。その場合は、その理由をご通知申し上げます。

6. 開示等のご請求をする者が代理人である場合の代理権を確認する方法

代理権を確認するため、次の書類をご提出願います。

- (1) 未成年者の法定代理人の場合
戸籍謄本
- (2) 成年後見人の法定代理人の場合
登記事項証明書
- (3) ご本人が委任された代理人の場合
金庫所定の委任状

7. 保有個人データの取扱いに関する苦情のお申出先

個人情報の取扱いに関するご質問や苦情についてはお客さまのお取引店または下記の個人情報に関する相談窓口にて承ります。

〔個人情報に関する相談窓口〕

吉備信用金庫 コンプライアンス統括室

住所：〒719-1131

岡山県総社市中央2丁目1番1号

フリーダイヤル：0120-033062

受付時間 営業日の9:00～17:00

FAX：0866-93-9438

Eメール：comp01@kibishin.co.jp

吉備信用金庫